

補足説明

2005.7.29 弁護士 茂原洋子

本日、お話しいただいたお2人は、決して特殊な例ではありません。

商工ローンの最大手2社の日栄・商工ファンドによる、本質的に同じ被害が全国で多数報告されています。中には自殺や過労死に追い込まれた例もあります。そして、商工ローン業者の中で、日栄・商工ファンドが特殊なわけでもありません。利息制限法を超えた高金利で、保証人を要求して貸付をする商工ローンは、常に同じ苦しみを作り出しています。構造的な被害、といえると思います。「食いつぶしふジネス」とか「顧客企業をノックアウトし、保証人を死の蔭の谷に追いやる『戦争』」という記事（消費者法ニュース63号22頁）になるような実態があります。

1. 日栄（現ロプロ）の被害者たち

《「借りた原因」と「借入が増えた仕組」》

最高裁に提出するために、わずかの期間で集めた被害アンケートが148通あります。その中から、「借りた原因」と「借入が増えた仕組」の書いてあるものによると、以下の事情が分かります。（（ ）内の数字は、被害者の体験を最高裁判所に提出した証拠の番号です。）

銀行の貸し済り(53・119)、銀行からの強行な回収（貸し剥がし）(90)と、日栄の営業マンの強力な勧誘（ノルマとマニュアル）によって、借りる人が大多数です。勧誘の言葉として、「一部上場企業なので法定利息以外は必要ない」(117)「保証人もいらない」(124・111)、「金利も地元銀行とあまりかわらない」(111)といった嘘も入った「熱心な勧誘」(119)の電話や訪問(46)によって、「繋ぎのつもりで」(133)や「1回だけのつもり」(145)「少しずつ返すつもり」(133)で借りています。

勧誘を断っても、日栄はその断り方に応じた説得のマニュアルを作っており、新規顧客勧誘担当の従業員は、ノルマのもと、新規顧客獲得のために、必死で勧誘をします。上記のような信じ難い嘘の勧誘も、ノルマを果たさないと給料も満足にもらえない「信賞必罰」の制度から生まれるのでです。

しかし、借りよう思われる虚言を交えた巧みな勧誘の結果、ひとたび手形を持つと、日栄は豹変します。日栄の言うことを聞かないと不渡りにさせることができるという立場に立ちます。

《一部返済の拒否とその仕組》

日栄にとって長く高金利を取ることが都合が良いため、一部返済しようとする借主に対して、一部返済を拒否します。そして、全部の一括返済を迫る（手形期日に切り返しをしないといって強要する）のです(90・111・133・145・141・119・125)。全額一括で返せるくらいなら、初めに借りないで済むのですか

ら、借主としては全額はとても払えません。全部の手形を取立てに回されて、不渡りに追い込まれるよりは、一部返済を諦めるしかないのです。何故このようなことが起きるのでしょう。いったん掴んだ顧客を離してはいけないことが、「顧客管理」社員の任務とされ、顧客の切り返し率100%維持が至上命題とされているのです。

(このことは複数の元従業員が証言しているだけでなく、従業員の刑事記録に現れた、独裁者█████が社内に出す社長通達の数々が証明しています。)

それから、「キャンペーン」と称して増額を強要する時にも、「応じなければ一括で手形決済する（そして不渡りになつたら困るだろう）」(90・111・145・119)という形で、手形を通して企業の生殺与奪の権限をふるってきました。

初めは「保証人はいらない」といっても、次の手形決済時に切り返してほしければ保証人を付けるように、といわれたり、増額させられた挙句、増額には保証人がいる、という話になるのです。

《手形の罪》

利息制限法と最高裁判決によれば、利息制限法を超える利息は、存在しません。超過利息を支払っても、制限利利息を超える部分の支払いは元本に充当され、元本が減額します。強いて超過利息を支払わせることは現行法は許していません。（貸金業規制法43条によって、任意に支払った後から支払いを有効とみなされる余地があるのですが、支払いを強制できないことについては何も変わっていないことについて、学説にも判例にも異論は全くありません。）

ところが、利息制限法超過貸付をする貸金業者が、借主に手形・小切手を交付させ、これを取立てに回すと、借主としては不渡りを避けるためには、いやでも超過利息を含めて決済しなければなりません。これは、法的に許されていない超過利息の支払強制に他なりません。

ドイツでは手形・小切手による貸金（消費貸借契約）の取立てを禁止しています（小野秀誠「利息の制限と公序良俗」415頁）が、これは賢明な方法です。そして、暴利を手形・小切手で取立てた場合には、刑罰が加重されます。

横浜弁護士会も、最高裁平成15年7月18日判決を受けて、制限超過貸付において手形・小切手を交付させることを処罰をもつて禁止することを求め、公正証書作成にあたっての公証人の注意義務を全うすべきことを「利息制限法の厳守を求める会長声明」という形で明らかにしました。

《「繋ぎの借入」で終ることはできるか》

実際には、借りる時には繋ぎのつもりで借りたり、100万だけのつもりや、200万だけのつもりで借りる人が多いのです。少しづつ元本を返せばいつか返し終えると希望を持つから、借りるのです。

ところが、一部返済を拒否され増額を強要されると、支払利息がうなぎのぼりとなり、利息のためだけに奔走して仕事にも身が入らなくなります。それでも保証人に迷惑をかけまいとして、借主は必死です。

最高裁判所に提出したアンケート148通の中から、

日栄の請求額は	1000万円以上	66件
	500万円以上1000万円未満	46件
	100万円以上500万円未満	8件
	0	8件
	不記載（保証人に不記載が多い）	20件

法律上の義務は既になく過払いとなっている人と、まだある人がいます。

利息制限法上過払い1000万円以上	12件
過払い500万円以上1000万円未満	38件
過払い100万円以上500万円未満	32件
過払い100万円未満	12件
利息制限法上残金 100万円未満	12件
残金 100万円以上500万円未満	16件
残金 500万円以上1000万円未満	6件
残金 1000万円以上	1件
利息制限法の金額不記載（保証人に不記載が多い）	19件

結果として、「繋ぎ」どころではありません。金額を記載した貸付の中で、日栄の請求残金を完済したものを除く120件中、1000万円を超える貸付が66件と、過半数になっています。

長期間多額の支払いをしたからこそ、利息制限法上の加えて元本を完済し、更に過払いまで生じているのですから、到底、経営する中の利益から支払うことができず、既に先祖からの土地を売るとか、多重債務状態になるとか、どこかで大きな犠牲を払っている人々が多いのです。

保証人を人質に取る状態、そして、手形・小切手を倒産への脅しとして使うことのできる状態を改善する法改正が必要です。

《亡くなった方々》

1人は初孫を楽しみにしていた保証人で、「本人がいなくなつたから払え、払え」と言われて金策に走り回り、癌が手おくれとなって亡くなった方139、48才の若さで妻子を残して自殺した方(翻訳)、生命保険で払うように言い残した自殺した方々など、数えきれません。

2. 商工ファンド（現SFCG）の被害

平成11年商工ローンが社会問題となり、平成12年6月からは出資法の利率が引き下げられました。一般に、商工ローン問題は、この時に解決したと思っておられる方がいますが、それは違います。

基本的に、保証人と手形・小切手によって、利息制限法超過利息を取立てる構造に変化がないのですから、被害も変わっていません。

むしろ、被害が熾烈な様相となったのは、平成12年法改正以後です。それまでは、利息制限法の残額を支払うか、過払金をとりもどす、という和解ができましたが、商工ファンド（平成14年11月にSFCGと名称変更）は平成12年夏に、43条を主張すると宣言しました。

その頃からは、本当に、大変な苦難の時期が続きました。

① 仮差押の被害

利息制限法で計算して、過払いと主張したり、中には、利息制限法の残金がある場合には振り込んで支払うとか、供託をした時にまで、仮差押をしてきました。一生懸命工面して利息制限法の残金を支払っても、保証人の給料に仮差押が飛んできたりすると、本当に困った状態になる例が多数現れました。

このような仮差押が違法と裁判上認定され、保全異議を認める決定、損害賠償を認める判決や和解が多数あります。

仮差押のもととされたものが、契約した時に知らずに署名させられる、私製極度額手形でした（支払場所を銀行とする通常のものではなく、商工ファンドを支払場所とし、商工ファンド自身が勝手に「不渡」の附箋を貼って使うものです）。手形があるから、借入の疏明ありと誤認する裁判官が多数いたのです。そこで、SFCGの仮差押に際しては、手形によることなく、必ず利息制限法による計算をするように裁判所に弁護団で申し入れをしました。裁判官の意識が変化し、徐々にこのタイプの被害が少なくなりました。

② 私製極度額手形訴訟

商工ファンドは沢山の書面に次々と署名を求め、説明をしない、という「契約」の仕方をしています。その書類の中に、契約書と同じ色をした「手形」が入っています。「あなたは手形に署名したことになっていますよ」と指摘すると驚く人ばかりです。全く分からぬ間に、手形に署名させられているのです。銀行の手形帳ではありません。貸主商工ファンドが作り、同社自身が不渡りの附箋を貼って、手形訴訟を出したり、仮差押の疏明資料にしたりするものです。

100万円を貸す時に100万の保証をすると思っている人に、1000万円の極度額を書かせる時には、「貸付の枠ですから保証人さんには関係ありませんが、手続に必要なです」などといって、極度額1000万円と書き込ませ、それを保証人に対する1000万円を請求する手形訴訟に使ってきたので

す。例えば平成14年5月には、東京地裁には週2～30件もの極度額手形訴訟が係属して、「これはあなたの署名ですか。あなたの印ですか。それ以外のことを聞く手続ではありません。」と言って、1回結審で、保証人に極度額1000万円の手形判決が出され、商工ファンドはこの手形判決を直ちに仮執行していたのです。借入の後で返済によって減額していたり、利息制限法上過払いとなっていても、保証人は知りません。請求を受けると保証人は借主を信じなくなりますから、分断して、勝手なことをしてきたわけです。

私が受任した事件には、字の書くことのできない50代の男性が、生命保険の外交員に「お嫁さんを紹介してくれる社長さんのところに行こう」といわれ「社長」といわれた無職の市営住宅の年金生活の老人と共に商工ファンドに連れて行かれ、住所も1本1本線をなぞるようにして書かされた結果、1000万円の手形判決を受け、仮執行によって、食うや食わずの生活の中から、ようやく執行停止の供託金を貯めて、強制執行停止決定を得、手形判決に対する異議申立ての中で、事態が明らかになって、全く支払わないで良いとする和解が成立したがありました（東京地裁平成11年（ワ）第70526号）。

特に、保証人が複数いて、極度額手形が巨額にのぼる時の違法ぶりはすさまじいものがありました。例えていうなら、100万円を貸す時に保証人Aを付けて1000万円の極度額の手形が作られ、200万円を貸す時に保証人Bを付けて1500万円の極度額を書かされ、300万円を貸す時に保証人Cを付けて2000万円の極度額を書かされ、その後返済を続けて利息制限法の残金がなくなっても、1000万円、1500万円、2000万円の3通の計4500万円の極度額手形が残ります。利息制限法を払いきるころには、もう支払余力がなくなることが多いのですが、約束どおり支払わない、という理由で、4500万円の手形訴訟が起こされ、保証人の給料などに仮執行されると、いやでも泣寝入りするケースが現れます。そもそも保証人は貸付の内容や返済の内容を知りませんから、裁判所の手形判決を疑うことがないのが普通です。まさか、貸してもいない金額まで取立てる仕組とは知らず、破産したり、支払つたりしてきたのです。ところが、4500万の手形訴訟が出された時には、実際には600万を貸付けて制限利息と元本は回収済みなのです。

弁護士は実際の貸付額と返済額によって交渉するので、違法な手形訴訟を未然に防ぐことが多いので、なかなかこういう尻尾を捕まえることは困難でした。ところが平成15年にとうとう、利息制限法1000万円過払い、SFCGの（43条）請求額2100万円、8名の保証人に対する手形訴訟の累計が、6700万円という事件に弁護士が付きました。この件で、東京地裁民事第7部（手形部）は、平成15年11月17日手形訴訟の濫用として却下判決を出しました。遅すぎた位です。

③ 仮登記

借主も保証人も知らない間に取られる書類の中に不動産登記法32条承諾書というものがありました。

その表面には住所の記載があるので、借主も保証人も何も登記のできるような特別なものとは思っていません。権利証は話にも出ませんし、登記簿謄本すら見せることもありません。登記が付けられるとは全く思っていません。しかし、商工ファンドは借りた時には白紙の裏面には、実際に不払いとなった時に最も仮登記を設定すると効果的な不動産を借主・保証人の持物の中から選んで記載して、根抵当権設定仮登記を付けてしまうのです。

これが全く特定性のない白紙委任状類似のものであることを平成17年7月14日東京高裁判決があらためて指摘しました。

既に東京高裁判決は2回、この仮登記を偽造と断定して抹消を命じています。

仮登記の抹消を命じた高裁判決は、仙台高判平成12年6月30日、東京高判平成13年6月25日、東京高判平成14年7月24日です。これらの高裁判決以後は、確かに（仮登記有効）の判決はなかったと思います。

実際に、大変困るのは、例えば自営業者が定期的に従業員のボーナスを不動産担保の銀行借入でまかない、6ヶ月の間に返して次のボーナスを借りるといった具合に、借入と返済を繰り返している時に、この自営業者が商工ファンド（SFCG）の保証人になり仮登記が発見されると、銀行は、次からは貸してくれなくなります。そうすると、銀行で借りられず、倒産の危険すらあるのです。商工ファンド（SFCG）にとっては、こうやって、どうしても借りなければ困る人を作り出せば、新規貸付先を作り出すことになり、儲かるわけです。こうしてみると、借主の事業者を助ける融資などではなく、借主の困窮ばかりか保証人への打撃によって儲けている構造、他人の不幸を自社の利益にしていく構造が見えると思います。

④ 公正証書による差押

SFCGの仮差押に対する裁判所の認識が変わり、仮差押が容易には出されない状態となり、手形訴訟も見抜かれ始めたため、SFCGは、公正証書による利息制限法超過の差押に重点を置くようになりました。

平成12年法改正にあたり、■社長が「これからは公正証書に重点を置く」という報道を見た記憶がありますが、当時は、公正証書は利息制限法以下の利率でしか作ることはできませんから、これからは利息制限法を守るのかしら、それにしては挑戦的に聞こえるけれど、いぶかしく思った位でした。

SFCGの、飛び道具を使って借主・保証人から搾る闇いを繰り広げる、という考え方を全く変えておらず、ますます過激になりました。

まず、初めに、公正証書作成嘱託委任状を契約書の2枚目に入れておき、誰に何を委任するかが分からぬ、ただの契約書と思える書類に、借主と保証人の署名を取り、SFCG担当者が捺印します（複写を止めた後でも、多数の書類を取る時に、書類の表題の上に別の書類を重ねて表題を隠して何の書類か分からぬようにして書かせる仕組が変わらないため、分からぬうちに公正証書委任状を取る点で、実質的には何も変わっていません）。

2枚目にしか書かれぬ（借主・保証人の委任を受けたとされる）受任者名には、初めの頃はSFCGの従業員名を記載し、次にはSFCGから何万という公正証書作成を請負い多額の利益を得るお抱え司法書士を記載し、更に最近は、Y[REDACTED]弁護士事務所の行政書士が借主・保証人の受任者と書かれています。しかし、委任したつもりのない全く知らない人ばかりです。

借主・保証人には委任状を書くか、実際に出向かなければ公正証書を作ることはできない、ということすら知らない人が多く、公正証書が届いた時に、契約を「公証」するという位の認識しかない人が大部分で、強制執行されると思わぬうちに、差押を受けてしまうのです。公正証書が届いても封を開けてもいない人も何人かいいました。

平成12年夏以後の特徴として、弁護士が利息制限法の主張をすると、公正証書が作られた場合には、差押をする、という形で報復が行なわれました。

「どうだ、弁護士に頼んでも何もならないぞ」という示威と、「弁護士に頼むからこんな目にあうのだ」という報復の攻撃でした。

利息制限法上過払いとして不当利得返還請求訴訟をしていても、その最中に保証人の給料差押を受け、中にはクビになる人がいました。利息制限法の残金をせっかく支払っても、高齢の保証人の唯一の財産である生命保険が差押えられたり、自営業をしている保証人の売掛金が差押えられ、保証人の取引先の信用をなくして仕事の受注を受けられなくなったケースもありました。

「請求異議訴訟があるから、公証人は公正証書を作る時や、執行文を付与する時に、利息制限法によるチェックをする必要がない」これが公証人連合会の回答でした。

しかし、給料差押でクビになる人、売掛金差押で取引先をなくす人にとって、請求異議訴訟の判決でいくら勝っても遅いのです。紛争を予防しなければならないはずの公正証書によってかえって深刻な人権侵害の結果としての紛争が引き起こされているのです。請求異議訴訟は、平成16年3月～4月の172件のアンケート回答の中で72件も起こされていました（「これでいいのか、公正証書！」242頁）。

公正証書には利息制限法の利率が書かれているのに、どうして、利息制限法

超過の差押ということが起きるのでしょうか。

民事執行法22条5号（「一定の金額」についてのみ執行証書を作ることができます）に対する公証人の認識の甘さと、貸金業規制法43条のせいです。

公証人とSFCGは、43条があるから、公正証書作成後も契約書の利率も生きていて、現実の差押までは超過利息の計算でもいい、というようなあいまいな考え方を取っています。公正証書による差押をする時までは、公正証書作成以後の二重の利率を認めるというまさにSFCGの主張する考え方です。

しかし、43条が適用されるか否かは、支払いの時に任意か否か、受取証書が直ちに交付されるか否か、等々、事後の要素によって決まることです。つまり、不確定な債権であるといわざるをえません。不確定な債権について公正証書を作ることは許されません。

むしろ、公正証書を作成することによって、仮にそれ以前に不確定であったとしても、その時点で利息制限法一本に確定するのでなければ作ることは許されないはずです。

また、公正証書を作成するには差押を受けることが分かつて認識があつて作るようでなければならぬはずです（そうでなければ強制執行認諾の意思なしとして公正証書は無効です）。そうすると、それ以後は、差押を避けるためには否応なく払うしかなりません。それも貸手が思う残金で差押をしてくると思うと、相手の言いなりで払うしかない、任意は全くない、といわざるをえませんので、43条の適用の余地はなくなります。

つまり、SFCGやSFCGの公正証書を作っている公証人のいうような、原契約が存続しつつ二重に解される公正証書などというものはありえないのです。

⑤ 弁護士の受任通知に対する報復

最高裁平成16年2月20日判決は、SFCGに43条を否定しました。その後もSFCGは「勝った」という逆宣伝をして株価下落を避けようとし、「弁護士が介入するから紛争になる。弁護士介入の前に公正証書で差押えれば良い」といった方針を語ったりしています。全く反省がないのです。

「速やかに差押をして泣寝入りさせ、利息制限法による抵抗を排除する」これが未だにSFCGの方針であると考えられます。

日弁連が平成16年3月5日から4月30日までに行なったアンケートでは、アンケート回答数172件のうち、SFCGに関する回答が圧倒的に多く、110件でした。弁護士の受任直後に差押を受けた例が64件もありました。委任状に署名したという認識のない人が132件でした（「これでいいのか、公正証書！」241頁）。

商工ファンド（SFCG）の取引は、
短期で終らせようと思って借りても短期で元利金を返すことが困難です。
このことは、SFCGの有価証券報告書が雄弁に物語っています。

1 6年後期 SFCG 有価証券報告書より

営業貸付金残高16.7.31は、 305,754,000,000円 (9頁下段)
貸付金の貸付先計16.7.31は、 64,059件 (顧客数)
平均貸付額は、 4,773,006円
不動産業に対する平均貸付額は 14,523,992円 (10頁)
金融・保険業に対する平均貸付額は 16,750,759円 (10頁)

営業収益16.7.31は 77,704,000,000円 (貸付残高の25.41%)
この収益は64,059件の顧客から吸い上げられたもの
顧客1件あたり、1,213,006円もの利息を支払っていることになります。
SFCGは顧客から平均して25.41%の利息を取っている一方
(平均が商工リボルビングローンの貸出利率より低いのは、他の貸付との平均のため)
SFCGの借入コストは、2.21% (10頁)と、10分の1以下です。

顧客1件あたり500万円を超える貸付が全体の30%を超えます(15頁)
取引期間が3年を超える取引が57.4% (16頁)にのぼります。

3. イッコー、シティズ

商工ローンとしては、日栄（現ロプロ）、商工ファンド（SFCG）だけが特別悪質なのか、というならば、そうではありません。

イッコーもシティズも人権侵害の程度、問題は同質同程度といわざるをえません。

イッコーは、日栄と同様に、手形決済で取立て、保証人を要求します。
不渡りを出すまい、保証人に迷惑を掛けたくない、という金策で疲弊し尽くす構造は同じです。43条を主張する点ではSFCGと同じです。
最高裁は平成16年7月9日イッコーの43条主張も否定しました。

自殺者を出している点も同じです。神戸地判平成13年7月18日判決の事案は、保証人である弟の給料をイッコーが差押をしたため、退職になり、その責任を感じた兄が自殺しています。

横浜でも、イッコーの保証人に迷惑をかけまいとして、ヤミ金融から借りる

などしていた人が、自己破産の予定を立て、最後の売掛金で給料を支払って自己破産費用を捻出しようとした矢先に、（イッコーとヤミ金融に売掛金の債権譲渡通知を取られていたところ）イッコーとヤミ金融に債権譲渡をする旨の内容証明郵便が相次いで売掛先に届いてしまい、絶望して、「生命保険で払ってくれ」と言い残して自殺した例がありました。

シティズは、農家とか居酒屋、マージャン屋等で返済能力が著しく低い借主に貸すにあたり、公務員や大企業のサラリーマン等の保証人を付けさせ、多額（200万から800万位）の貸付を行ない、保証人に支払わせることが極端に多い貸金業者です。主債務者が多重債務に陥っている場合が多い理由の一つには、保証人に迷惑をかけまいとするとサラ金から借りて払うしかないという悪循環が考えられます。そして、主債務者が何とかすべての債権者に公平に利息制限法で債務整理をしようとするとき、これを悉く破壊することで有名なのがシティズです。そして他社は債務整理に応じ、利息制限法の元金の分割払いを承諾している時に、同じ人あるいは保証人に対して、利息制限法によって訴訟上争った期間に関する遅延損害金すら一切まけないで43条主張元本全額に加えて遅延損害金を全額取る、という会社です。保証人の中には、払える人もいますが、住宅ローンをかかえ、育ち盛りの子を何人か抱えて、返済余力のない人もいます。一括払いはできず、差押を受ければ職場に居辛くなることが予想され、かといって、精一杯切りつめて支払うとしても、月々の支払可能額が遅延損害金にも遠く及ばない、という苦境にある人が実に大勢いるのです。

保証人が身体障害になり、保証人に迷惑をかけまいとした借主は高校生中学生3人の子を抱え、サラ金から借りて返すだけで足りず、妻にも借金させてシティズの返済にあて、ついには借入れることもできず家賃を滞納し、明渡しを迫られ、死んだ方が楽だ、と訴えている人もいます。

利息制限法超過利息と保証人と43条主張のあるところには、このような深刻な人権侵害、健康で文化的な生活を営む最低限の生活を営む権利（生存権）の侵害が起きています。

そして、庶民の苦しみ抜いたその高金利の流れ行く先は、わが国の大富豪です。今年6月のフォーブズ誌発表によれば、シティズを売収したアイフル社長は、いつの間にか、わが国第2位の大富豪なのです。

また、オリックスは利息制限法の上限丁度で貸付を行なっていますが、この貸付に関する苦情が最近目立っています。

7月16日の研究会では、何の延滞もなく支払っている時に突然、公正証書のために必要な書類が送られてきて、公正証書の意味の説明もなく公正証書作成を要求された例が2件発表されました。その他に、何の延滞もなく支払って

いたところ、突然「保証人を付けよう」と言われ「何故ですか」と聞くと、「当社の判断なので言う必要はない。保証人を付けるのでなければ、一括で返してもらう。どちらか。」と迫られてやむをえず保証人を付けることを余儀なくされた例が現れています。

事業者融資の通常の貸付利率が手形割引と合わせて2.3%前後である時に、100万円以上15%、10万以上100万未満18%という高金利で貸付をしている貸金業者が、「一括返還請求」を武器に、保証人を付けさせたり公正証書を要求しているのです。由々しい問題です。公正証書による差押があると、債務整理は破壊され、民事再生にも支障をきたします。

既に市中金利と比較して高過ぎる利息制限法の上限金利を目一杯徴収し、加えて公正証書や保証人を取るオリックスの行為は、債務整理に応じずに一社のみ回収に入るという行動が予定されることになります。

当初予想もしないこれらの要求を、貸主という強い立場から借主に強いることは、消費者契約の基本精神から、許されない行為です。

債務整理への協力義務を法定する必要があると思われます。

4. 法改正の必要性その1 保証人の制限と、手形・小切手の制限

今日お話しのお2人のような被害をなくすために、保証制度の改正と、手形・小切手に関する改正が必要です。

保証人から取立てるつもりの保証人狙いの過剰貸付をなくすために、

「個人保証人は経営者に限る」という法改正を実現して下さい。

「危険性を告げる」という抽象的なガイドラインで、保証人被害の現状の改善がされるとは全く思えません。危険性の説明もせずに、（私製手形や公正証書委任状のように）多数の書面の中の一つに「説明を受けました」というものが1枚増やされて、訴訟になった時に実態の分からぬ状態になるだけ、という結果が予想されます。

貸金業者には保証人から取立てた金額を区別して、財務局に報告させる必要があると考えます。保証人からの回収の比率が一定（1割）を超えた場合には、金融庁がこれを公表して、保証人の危険性の高い貸金業者であることを周知させる方法を取る必要があると思われます。貸金業者にとって保証人狙いの貸付によるデメリットがなければ、保証人から回収目的の過剰融資を「危険性を説明した」と称してこれまで通り続けることは火を見るより明らかのことです。

貸金業者による手形・小切手の取得を禁止することが必要です。

金銭消費貸借の返済は部分的な返済により減額することが予想されています。

他方で、小形・小切手とは、一定期日に一括金が銀行決済によって支払われる方法です。貸付にあたって手形・小切手を切ると、返済で借金の残額が減額していくても当初の全額が取立てられる危険があります。手形小切手を貸借の返済のために交付させる行為は、事業としての生殺与奪の権限を貸金業者が得る行為に他なりません。このような行為は全面的に禁止するべきです。そのためには法改正が必要です。

特に、本来、強制してはいけないはずの利息制限法違反の違法な金利の支払を、手形や小切手によって強制している現状が今でもあります。これは大問題です。このような行為を止めさせて下さい。

5. 法改正の必要性その2 貸金業規制法43条の廃止

もともと利息制限法を超過する利息は存在せず、存在しない債務に充当することはできないので元本に充当するという最高裁判例（昭和39年、昭和43年）があります。存在しない債務に対する支払いと充当を、43条は一定の要件（書面要件と「任意に利息として支払った」の要件）のもとに例外的に認めたものです。基本的人権に反する法令（利息制限法1条2項）を憲法違反と正面から判断するかわりに、制限的に解する形式によって、実質的な違憲立法審査権の発動としてなされた判断と解されています。契約そのものは、超過部分につきあくまでも無効であることは、43条ができた後も変わりありません（最高裁「貸金業関係事件執務資料」）。

43条ができた時の国会では、最高裁判例を排除するため、という目的が語られていました。これは、実質的な違憲立法審査権の発動をした最高裁判例を、立法によって覆したものであり、三権分立を犯す行為でした（同旨、小野秀誠一橋大学教授・消費者法ニュース61号38頁）。

（1）43条があるために、何が起きているでしょうか。

制限超過利息の強制的取立てと債務整理の破壊

払っても払っても、減るどころか増えていく、何故だろう、どうしたらいいのだろう、と悩んで法律相談にこられる方は、利息制限法で引き直し計算をすると、残金が少なくなっているか、過払いになっています。

そして利息制限法によってようやく経済的に立ち直ることができるのですが、43条が適用されると、貸金業者の請求金額が、大きい残金のままで支払わなければならないことになります。

判決で仮に43条が認定されると、その判決によって否応なく給料差押や、売掛金差押が起きるので。利息制限法を超えた支払いを43条が有効とした前提是、あくまで任意だから、というところにあったはずですが、結局、43

条は、超過利息の支払を強制するためにある、といつても過言ではありません。

シティズに43条が認められると、行方不明になる人が多いのです。

最近まで、商工ローンのシティズには43条が認められることが多かったのですが、そこでどんなことが起きたでしょうか。シティズから借りた人々は、保証人に迷惑をかけまいとして無理をして返した後で、利息制限法によると過払いになったと知り、ほっとします。しかしそれもつかの間、判決で43条が適用されると、以後、借主と保証人は、払いきれない程の多額の遅延損害金を含む元金によって、給料差押を受けるか、あらゆる財産に差押を受けることになります。保証人に顔向けできない、と思った借主は、地域社会から逃れ、行方不明になる例が本当に多いのです。最高裁に提出した29件のシティズ被害

(借主および保証人を1件としました)のアンケートによれば、そのうちもともと自己破産中の借主に保証人を付けさせて貸付けたもの1件、自己破産後免責不許可後の保証人狙いの貸付け1件、借主が自己破産に追い込まれたものが12件、保証人自己破産は2件、借主行方不明が3例、借主が訴訟中に死亡したものが1件、という惨憺たる状況です。野宿生活者の増加の要因になっています。43条の適用はそれ程に絶望をもたらすものです。43条のゆきつくところは最後は任意などではないのです。強制して超過利息を取る仕組なのです。

43条の適用の要件が「任意の支払」であっても、適用の結果は「任意の支払」ではなく、「利息制限法を超過する利息を含む金額の支払の強制」なのです。

言いかえれば、公序良俗の具体的基準を定めた利息制限法に反する違法な支払いを、強制する違法おかしている条文が43条なのです。

他の貸金業者が、債務整理に応じて、利息制限法による、月々可能な金額の支払いを約束して支払を開始しても、一社、どうしても43条を強硬に主張する債権者がいると、債務整理は成り立ちません。結局、自己破産せざるをえないことになってしまいます。

債務整理は、多重債務者とその家族にとって重要であるにとどまりません。生活保護費などの社会保障費を負担する国民全体にとって重要な公共的役割を担っているのが債務整理です。追いつめられた人が犯罪に走ることを防止する観点からも社会的に重要です(この点を指摘する東京高裁判決もあります)。

債務整理が破壊されると、借主は自己破産に追い込まれ、他社も損失を被ります。自社の利益にのみ執着して43条を主張する貸金業者が、社会的に重要な公共的機能を果たしている債務整理を破壊しているのです。これまで、サラ金は債務整理で43条を主張しませんでしたが、昨年あたりから、プロミス、アコム、三洋信販など次々と主張して債務整理に混乱を生じています。

(2) 債務の減少を望む借主に対して、その義務を偽る契約書を認める条文

43条は消費者基本法、消費者契約法の基本精神に違反する

借りている人は皆、債務の減額を望んで支払っています。

(最高裁平成15年7月18日判決は、債務者が支払いにあたり「総債務の減少を望む」という意思を推認しました。全くそのとおりです。)

そして、契約書に書かれた利息の支払いを法的義務であると誤解して支払っているのです。

違法な利率を書いた契約書によって、その利率の利息を支払う義務があるという誤解が生じるのです。

契約書には利息制限法による本当の借主の権利義務を書かなければいけないはずです。契約書に「法的義務は利息制限法しかない。しかし、自由に任意に払う人は、約定利息を支払うこともできる」と書けば、誤解は減ります。K・Iさんのように「利息を下げて下さい」と「お願ひ」して、怒鳴り返されるようなことが、起きないように、借主は権利として法的な利率を主張でき、貸金業者は拒絶することができない、これが利息制限法という強行法規のはずです。

借主が権利主張すらできないように契約書によって縛っているのに、43条を主張する貸金業者が次々と現れていることからも、43条は廃止すべきです。借りた人は義務があると思わされ、手形小切手が不渡りにならないように、保証人に迷惑をかけないように、奔走し続けなければなりません。法の定めを超える高い金利を契約書に書くことが許され、そのことに効果が後から付与されるという仕組そのものが、基本から間違っています（森泉章関東学院大学法科大学院教授）。

そして、契約書そのものによって、借りた人は騙された挙句、利息制限法による権利を失うのが43条の仕組です。

このような43条は、もはや、「公正な契約条項」であることを求める消費者基本法12条や、消費者の正しい権利義務を分かり易く記載するべきであるとする消費者契約法3条にも反する存在として、許されないことが明らかな条文となっています。

(3) 裁判所も気付き始めました。一期限の利益喪失条項との関係

43条が、消費者契約法、消費者基本法と著しく反する性格のものであることについて、ようやく裁判所も自覚した判断を出すようになってきました。

一般に、超過利息を定める貸金業者は、支払が不足したり遅延する場合には、

「期限の利益喪失条項」により催告なく直ちに期限の利益を喪失させることを定めています。そうすると、利息制限法の利息を支払っても、契約書の利息を支払わないと一括請求を受けてしまうことになり、そのような不利益を避けようとすると、約定利息を支払わざるをえなくなります。そこで、そのような支払いは任意の支払いではないので、43条は適用されない、とする判断が多数現れました（最高裁平成16年2月20日判決補足意見、山口簡判平成16年2月19日、同簡判同年3月25日、横浜地判平成16年7月7日、東京簡判平成17年2月14日等）。

中でも、東京簡判平成17年2月14日は、「無効な表示部分を履行しないために法律上の不利益制裁を課せられることを内容とする契約条項は、法が許容する範囲を超えるといえる。」契約条項は「一義的かつ容易に、明確に認識できるものとして表示」する必要があるところ、債権者に過大督促を許す一方制限内の効力しかないという二重の基準を有する不正確、不明確な表示は、「適正な表示に基づく『公正な契約条項』（消費者基本法12条参照）とは言えず、支払の任意性にも影響を与える不当な条項と認められる。」と判断しました。

最高裁平成16年2月20日判決は、43条を含む貸金業規制法の立法目的は、資金需要者の保護にあり、そのために業務規制があることを確認する判断でした。そこから、43条の要件を厳格に解釈すべきであるとの結論を導いたのです。この判決のいわんとするところからは、借主の権利という立法目的そのものを損なう43条は適用の余地がないと解されるべきです。

43条の存在理由は、全くありません。

43条を主張する業者の業務は、適正な方向に向かうことはありません。むしろ43条を主張する貸金業者はことごとく債務整理を破壊し人権を侵害して平気な体質を持ってしまいます。出発点が、騙しの契約条項（眞の借主の権利義務を隠し、虚偽の利率をあたかも正しいものであるかのように記載する）なのですから、適正な手続ということもできず（憲法31条違反）、立法目的達成のための合理的手段ということもできません。

貸金業規制法43条の廃止を強く求めます。

補足説明の追加

既に説明したような過酷な取引の仕方を、商工ローンの従業員が、何故顧客に対して行なってきたのか、疑問に思われると思います。

こういう疑問は、元従業員の話を聞くことで氷解しました（その結果は、記事や書籍や陳述書という形になり、全国各地の裁判所に証拠提出しています）。ノルマのため「貸付を増やし、元本返済させない」のでなければ満足な給料ももらえず上司に罵倒されるという職場です。これらの商工ローンの従業員の平均勤続年数は平成11年当時2年余でした（平成16年SFCGは4年1月平均）。

■■■■■に関しては、元従業員が顧客を脅して刑事事件となった際に、刑事記録の中に大量の社内通達（社長から社員に対する命令）が綴られていきました。これらを■■■■■に対する民事訴訟で証拠提出してきました。無論、提出された証拠が事実ですので、■■■■■は争うことはできませんでした。一例を示します。

平成9年10月21日 「社長」名で、「支店長、社員各位」に宛てた、「信賞必罰制度の導入」という社内通達には、

（前略）…努力する社員に対しては、奨励手当である「切り返し手当」「新規手当」は従来通り支給するかわりに、長期間に亘って成績不振を続けて改善の跡が見られない成績不振社員に対しては下記の通り退職勧告を厳しく求めて、従来の様な信賞必罰を曖昧にするやり方は根絶させる考えである。

記 1、営業社員の場合

入社5ヶ月以上で3ヶ月連続して毎月商手の新規獲得件数が2件未満の社員に対しては、自動的に退職勧告を強く求めて厳しい人事措置を取る。

1、顧客管理社員の場合

入社歴5ヶ月以上で3ヶ月連続して当月切り返し率95%未満、総切り返し率90%未満の社員に対しては、自動的に退職勧告を強く求めて、厳しい人事措置を取る。

このような形で、■■■■■の従業員はノルマを果たし給料を取ろうとして、顧客に過大な貸付や増額を押しつけ、部分的返済を拒絶していたのです。

また、■■■■■の場合は、社長が自ら「スコアを伸ばす」こと（収益増加）の「成功中毒」であるという上申書を最高裁に提出しました。中毒の犠牲になった人々の人生の重さを何と考えているのでしょうか。

ノルマを果たせなかつたある支店長が、貸倒れ予測を立てて報告したことに対して、同社は身元保証人である親と叔父の不動産に仮差押をし、従業員たる同支店長に対する強い立場を利用して支店長と親に公正証書を作らせて給料から支払わせていたところ、その後で退職を強要して辞めさせ、親の自宅を競売に付し、その支店長の新しい勤務先の給料差押をした例までありました。